

平成 26 年 6 月 9 日  
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

## NTT による“光アクセスの「サービス卸」”に対する要望書の提出について

平成 26 年 6 月 5 日、総務大臣に対し、NTT による“光アクセスの「サービス卸」”に対する要望書を連名で提出いたしましたので、お知らせいたします。

本年 5 月 13 日に NTT が発表した NTT 東西による“光アクセスの「サービス卸」”(以下、光サービス卸と表記) は、これまでに整備されてきた公正競争ルールを NTT が潜脱しようとするものであり、

- ・光サービス卸が電気通信事業法や NTT 法<sup>\*</sup>の趣旨から逸脱している可能性がある
  - ・NTT グループの実質的な再統合・一体化につながる
  - ・設備競争に重大な影響を及ぼし、大規模プレーヤーによる市場支配を招きかねない
- といった点で大きな問題があるものと考えます。

このため、当社は電力系通信事業者など 221 事業者・団体と連携し、「現在開催されている情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会において、NTT 東西による光サービス卸について十分に議論いただき、公正競争の確保に向けて、適正かつ透明な手続きを通じて必要な制度的措置が講じられること」について要望したものです。

以 上

※：日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十五号）の略

別紙：NTT による“光アクセスの「サービス卸」”に対する要望書